

	改正後	改正前
<p>国土交通省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則</p> <p>（研究部課等及び研究公務員）</p> <p>第一条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号。以下「令」という。）第二条第一項第二号の命令で定める部課等は、国土交通省国土地理院地理地殻活動研究センターとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（国有施設減額使用の手続）</p> <p>第四条 令別表第一の一の項第九号から第十二号まで、二の項第三号並びに三の項第一</p>	<p>国土交通省関係研究開発システムの改革の推進等に関する法律施行規則</p> <p>（研究部課等及び研究公務員）</p> <p>第一条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号。以下「令」という。）第二条第一項第二号の命令で定める部課等は、国土交通省国土地理院地理地殻活動研究センターとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（国有施設減額使用の手続）</p> <p>第四条 令別表の一の項第九号から第十二号まで、二の項第四号並びに三の項第一号及</p>	<p>号及び第二号に掲げる機関（以下「研究所等」という。）の国有の試験研究施設の使用に関し、令第八条第一項の認定を受けようとする者は、様式第一の申請書の正本一通及び副本一通を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（中核的研究機関の公示）</p> <p>第八条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号。以下「法」という。）第三十七条第一項の規定による公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>附則</p> <p>この省令は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年一月十七日）から施行する。</p> <p>及び研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成三十一年政令第四号）の施行に伴い、並びに研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十七条第一項及び研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号。以下「法」という。）第三十七條第一項の規定による公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>
<p>○環境省令第一号</p> <p>研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成三十一年政令第四号）の施行に伴い、並びに研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十七條第一項及び研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年政令第三十四号）第六条第四項第三号の規定に基づき、環境省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。</p> <p>平成三十一年一月十七日</p> <p>環境省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則（平成二十年環境省令第十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>環境省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。</p>	<p>改正</p> <p>環境省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則</p> <p>（本邦法人または外国法人等の範囲）</p> <p>第一条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（以下「令」という。）第六条第四項第三号の命令で定める本邦法人又は外国法人等は、次の各号に掲げる本邦法人又は外国法人等とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>（中核的研究機関に係る特例）</p> <p>第四条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（以下「法」という。）第三十七條第一項の規定による公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>改正</p> <p>環境省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則</p> <p>（本邦法人または外国法人等の範囲）</p> <p>第一条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令（以下「令」という。）第六条第四項第三号の命令で定める本邦法人又は外国法人等は、次の各号に掲げる本邦法人又は外国法人等とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>（中核的研究機関に係る特例）</p> <p>第四条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（以下「法」という。）第三十七條第一項の規定による公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>環境大臣 原田 義昭</p>
<p>改正</p> <p>環境省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則</p> <p>（本邦法人または外国法人等の範囲）</p> <p>第一条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（以下「令」という。）第六条第四項第三号の命令で定める本邦法人又は外国法人等は、次の各号に掲げる本邦法人又は外国法人等とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>（中核的研究機関に係る特例）</p> <p>第四条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（以下「法」という。）第三十七條第一項の規定による公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>改正</p> <p>環境省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則</p> <p>（本邦法人または外国法人等の範囲）</p> <p>第一条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令（以下「令」という。）第六条第四項第三号の命令で定める本邦法人又は外国法人等は、次の各号に掲げる本邦法人又は外国法人等とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>（中核的研究機関に係る特例）</p> <p>第四条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（以下「法」という。）第三十七條第一項の規定による公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>改正</p> <p>環境省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則</p> <p>（本邦法人または外国法人等の範囲）</p> <p>第一条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令（以下「令」という。）第六条第四項第三号の命令で定める本邦法人又は外国法人等は、次の各号に掲げる本邦法人又は外国法人等とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>（中核的研究機関に係る特例）</p> <p>第四条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（以下「法」という。）第三十七條第一項の規定による公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>